

I 下関市の概要

1 地勢等自然条件

下関市は、本州最西端部に突き出た半島状の地形で、東南に周防灘、西に響灘、南は関門海峡を隔てて対岸の北九州市と、東は陸続きで山陽小野田市、北は長門市と接しています。

地勢は、豊浦山系の支脈をなす大部分と標高 100m 以下の丘陵からなり平野に乏しい起伏の多い地形のほか、標高約 300m の山々が連なる丘陵地帯や、山林地帯、平野地帯が存在するなど豊かな自然環境に恵まれた地形となっています。

気候は、県東部に比べ平均気温は高く、降水量は少なく、また沿岸部は海洋の影響で気温の日較差が小さくなっています。

冬期においては、北西からの季節風が強く、山間部では降雪による降水量の増加が特徴的となっています。

【下関市の気候の概況（平成 30 年データ）】

年平均気温 17.2℃	最高気温	35.8℃
	最低気温	-1.7℃
降水量	1563.0mm	
平均風速	3.0m/s	

2 都市形態

本市は、本州と九州及び大陸との接点でもある地理的条件から、内外の交通の要衝として古くから栄え、大正、昭和の時代の変遷とともに周辺市町村との合併、さらには、平成 17 年 2 月 13 日に豊浦郡 4 町との合併により市域を拡大し、商工業、港湾、農業、水産観光都市としての諸性格を持つ山口県最大の都市となりました。

交通面では、昭和 33 年の関門国道トンネルの開通に続き、昭和 45 年下関～韓国釜山間に関釜フェリー就航、昭和 48 年の関門橋の完成、昭和 50 年の山陽新幹線の開通、昭和 58 年 3 月には中国自動車道が全面開通しました。

また、山陰の海岸線を走る国道 191 号の慢性的な交通渋滞の解消を図るべく、筋川地区から安岡地区にかけて整備が進められていた全長 6.8km の下関北バイパスは、平成 27 年 3 月に全線が開通しました。

市域の南部に位置する彦島及び埋立地の大和町には、下関商港及び漁港を中心として化学工場、輸送用機械器具製造業及び食品製造業が立地しています。

一方、市域の北部は、農業地帯を形成しており、主に都市近郊型農業が営まれています。

響灘海域では沿岸漁業、周防灘海域では主に浅海養殖業が営まれ生鮮食料品の供給源となっています。

更に新たなる物流拠点としての下関港（新港地区）港湾整備事業（人工島計画）の推進、及び下関・北九州道路の早期整備により交通アクセスの改善が見込まれ、今後の都市形態の一層の発展が期待できます。

3 人口

本市の人口は、平成 27 年 10 月 1 日時点での国勢調査では、268,517 人でしたが、平成 30 年 10 月 1 日時点では 259,855 人となっており、約 2.2% 減少しています。

世帯数は、平成 27 年 10 月 1 日時点での国勢調査では 116,298 世帯でしたが、平成 30 年 10 月 1 日時点では 116,203 世帯となっており、一世帯あたりの人数は 2.31 人から 2.24 人へと減少しています。

また、平成 31 年 3 月 31 日時点で、65 歳以上の人口は全人口の約 34.9% となっており、高齢化が進んでいます。

4 産業

本市の就業人口は、平成 26 年時点で 117,820 人であり、年々減少を続けています。

産業別従業者数割合では、第 1 次産業が約 0.7%、第 2 次産業が約 20.4%、第 3 次産業が約 78.9% となっています。

第 1 次産業は、高度経済成長の中で離農が進み昭和 35 年以降減少を続けています。

第 2 次産業は、平成 7 年まで増加傾向にありましたが、平成 12 年から減少に転じています。しかしながら、第 2 次産業の市内総生産や、基幹産業である食料品、輸送用機械器具を中心とする製造業の製造品出荷額等においては概ね横ばいの傾向にあります。

第 3 次産業については、本市は山口県で最も人口が多く、人口規模の影響が大きいと考えられる卸売・小売業、金融・保険業、不動産業及びサービス業の集積が進んだことから、就業者の割合は増加していますが、市内総生産は減少傾向にあります。

5 都市計画

下関都市計画区域（内日地区・蓋井島を除く旧下関市全域）では、旧都市計画法（大正8年法律第36号）に基づき、大正14年2月2日付で下関都市計画区域を決定しました。

その後、新都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき、将来の土地利用計画を勘案し、昭和46年12月25日付で市街化区域5,320haを決定し、昭和48年12月25日付で8種類の用途地域を決定しました。

そして、法改正に伴い平成8年4月2日付で12種類に変更し、社会情勢の変化や土地利用動向等を勘案しながら適宜変更を行い現在（内日地区、蓋井島を除く旧下関市全域）に至っています。

また、下関北都市計画区域（旧豊浦町全域、旧菊川町全域及び旧下関市の内日地区・蓋井島）は、当初昭和50年3月28日付で豊浦都市計画区域（旧豊浦町全域）として決定後、昭和56年4月1日付で用途地域を決定しました。

そして、法改正に伴い平成8年4月1日付で5種類の用途地域への変更を行い、平成24年3月30日付で、旧菊川町全域と旧下関市の内日地区・蓋井島を追加編入し、下関北都市計画区域と名称変更を行いました。

その後、平成26年3月14日付で現在の6種類の用途地域へ変更し、社会情勢の変化や土地利用動向等を勘案しながら適時変更を行い、現在に至っています。

【都市公園等の種類】 市公園緑地課 平成31年3月31日

種別	街区公園	近隣公園	地区公園	総合公園	運動公園	歴史公園	墓園	広域公園	都市緑地
公園数	363	15	10	3	2	1	1	1	3

【都市計画区域別の市街化区域・用途地域等面積】

区分	面積 (ha)		用途地域	面積 (ha)			
	下関	下関北		下関	下関北		
都市計画区域	19,273	19,163	第1種低層住宅専用地域	780	—		
市街化区域	5,658	—	第2種低層住宅専用地域	116	—		
			第1種中高層住宅専用地域	951	117		
			第2種中高層住宅専用地域	570	—		
			第1種住居地域	1,554	273		
			第2種住居地域	17	11		
			準住居地域	10	—		
			近隣商業地域	162	56		
			商業地域	368	15		
			準工業地域	405	52		
			工業地域	363	—		
			工業専用地域	362	—		
						5,658	524
			市街化調整区域	13,615	—		

市都市計画課 平成31年3月31日

その他	面積 (ha)	
	下関	下関北
特別用途地区	405.0	52
特定用途制限地域	—	18,639
高度利用地区	1.4	—
防火地域	60.0	—
準防火地域	550.0	71
風致地区	271.4	—
駐車場整備地区	149.9	—
臨港地区	170.7	—

II 環境施策体制

1 条例・計画

(1) 下関市環境基本条例

本市の環境施策に関する基本的な理念・方針を示し、市民・事業者・行政のパートナーシップのもと、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための法的な枠組みとして、平成17年2月13日付で下関市の条例第205号として施行されました。

(※条文は資料編に掲載)

(2) 下関市環境保全条例

市民が健康な心身を保持し快適な生活を営むことができる良好な環境を保全するため、市長、事業者及び市民の責務を明らかにするために策定されました。

平成17年6月29日付で下関市の条例第358号として施行されました。(※条文は資料編に掲載)

(3) 下関市環境基本計画

本市では、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として、平成19年3月に「下関市環境基本計画」を定めています。以後も、地球温暖化、生物多様性の損失、資源・エネルギー問題、地球規模で進行する環境問題に継続的に取り組むことが求められており、平成29年3月に望ましい環境像「地域で育み 未来へつなぐ 自然と歴史が共生する海峡都市 しのせき」を目指す新たな計画を策定しました。

(4) 下関市地球温暖化対策実行計画

ア 事務事業編

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第17号）第21条第1項に基づき、事務・事業に伴い排出される温室効果ガスを計画的に削減することについて、都道府県及び市町村並びに地方公共団体の組合に策定と公表が義務付けられている計画です。

第1次計画を平成20年4月に策定し、第2次計画（平成25年度～平成29年度）を経て、第3次計画を平成30年度から実施しており、2030年度における温室効果ガスの総排出量を2013年度を基準として40%削減することを目標とし、エネルギーの使用の合理化等に関する法律によるエネルギー消費量に関する削減目標を、基準年度比10%削減としています。

イ 区域施策編

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第17号）第21条第3項に基づき、都道府県及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市及び同法252条の22第1項の中核市に計画の策定が義務付けられており、その区域の自然的社会条件に応じて温室効果ガス排出抑制のための施策を策定したものです。

平成23年度に、第1次計画として、下関市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）『エコ・アース・Shimonoseki』を策定し施策を実施してきましたが、より実効性のある計画とするため、平成31年3月に本計画の改定を行い、第2次計画として『クールしものせきアクションプラン203030』を策定し、温室効果ガスの削減目標を2030年度（目標年度）までに基準年度（2013年度）に比べて30%削減するという目標を設定しました。

(5) 下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

廃棄物の排出抑制、廃棄物の適正処理、生活環境の清潔保持によって、市民の健康で快適な生活を確保することを目的として定められました。平成17年2月13日付で下関市の条例第198号として施行されました。(※条文は資料編に掲載)

(6) 下関市環境美化条例

市内全域における飲食物容器等のポイ捨て及び公共の用に供する施設への落書きを禁止行為とすることにより、地域の環境美化の促進を図り、市民の生活環境の向上に資することを目的として、平成17年2月13日付で下関市の条例第197号として施行されました。

さらに、指定地区内における屋外の公共の場所での路上喫煙を禁止する条項と、従来の目的に、安全で快適な都市空間の形成を加える改正を行い、平成20年3月28日付で公布、平成20年4月1日に施行、罰則規定については平成20年7月1日に施行されました。

(※条文は資料編に掲載)

(7) 下関市ホタル保護条例

下関市環境基本計画にある環境保全・創造のための施策として、また、河川環境の指標生物であり「市の虫」に登録されているホタルを保全するため、暫定施行されていた「下関市ほたる保護条例」、「菊川町ほたる保護条例」、「豊田町ホタル保護条例」、「豊浦町ほたる保護条例」、「豊北町ほたる保護条例」を統一し、「下

関市ホタル保護条例」を平成23年3月に制定しました。

「ホタル保護条例」では、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、文化財保護法に規定する天然記念物の指定地域を除く豊田総合支所管内を特別保護区域に設定することにより、工事等の届出及びホタル及びカワニナ等の捕獲について届出を義務化しています。また、他の市内全域については、ホタルの保護区域とし、営利目的によるホタル等の捕獲を禁止しています。さらに、特別保護区域と保護区域のいずれであってもホタル及びカワニナ等の捕獲は禁止しており、違反した者は過料に処することとしています。

(※条文は資料編に掲載)

(8) 下関市一般廃棄物処理基本計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき、一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を定めることを目的として平成30年3月に策定されました。

循環型社会の形成に向けて、「『みんなで取り組む』資源循環都市しものせき～ごみゼロ社会の実現へ～」を基本理念とし、市民・事業者・行政の協同・連携により廃棄物の効率的な収集及び処理などに関する基本的な方針を定めています。

また生活排水においては衛生処理向上を図るため、集合処理施設の整備、個別処理施設の整備及び啓発指導に関する基本的な方針を定めています。

計画期間を平成30年度から令和9年度までの10年間とし、令和4年度を中間目標年度としています。

2 組織

(1) 行政機構

本市では、環境衛生、清掃、環境保全に関する事務を処理するため、環境部環境政策課、廃棄物対策課、クリーン推進課、環境施設課の4課体制で業務を行っています。

また、各総合支所の市民生活課に環境衛生係を配置しています。(※機構図は資料編に掲載)

(2) 審議会設置・開催状況

環境部では、環境審議会、廃棄物減量等推進審議会を設置しています。

ア 下関市環境審議会

任期 平成30年7月～令和2年6月

委員		
鷺尾 圭司	水産大学校代表	
木下 毅	下関市医師会会長	
中谷 正行	弁護士	
藤元 薫	北九州市立大学名誉教授	
早川 誠而	山口大学名誉教授	
須田 有輔	水産大学校教授	
浮田 正夫	山口大学名誉教授	
竹松 葉子	山口大学教授	
上野 晋	産業医科大学教授	
一瀬 豊日	産業医科大学准教授	
村上 良子	山口大学准教授	
菅 正史	下関市立大学准教授	
飯田 俊幸	下関市連合自治会 理事	
松村 通世	下関さんしゃいん21顧問	
小林 知吉	豊北町自然観察指導員会	
中嶋 八郎	粟野川と共に生きよう会副会長	
福田 牧枝	下関商工会議所女性会会長	
田尾 繁太	(社)下関青年会議所	
河野 稔	木曜会	
村田 善昭	下関商工会議所 工業部会	

平成31年3月現在
平成30年度は3回開催しました。

イ 下関市廃棄物減量等推進審議会

任期 平成28年9月～平成30年8月

委員		
坂本 紘二	下関市立大学名誉教授	
菅 正史	下関市立大学准教授	
宇和島 正美	株式会社山口合同新聞社山口新聞編集局長・報道部長	
三明 康佑	下関市連合自治会副会長	
本間 美佳	生活協同組合コープやまぐち組合員理事	
山内 拓朗	(社)下関青年会議所	
木本 美代子	(財)下関21世紀協会評議員	
和崎 法子	下関市連合婦人会会長	
小河 和子	下関市消費者の会会長	
田中 博子	下関市女性団体連絡協議会事務局員	
家根内 清美	下関市食生活改善推進協議会会長	
樋口 章子	豊田くらしの会会長	
石川 博之	(株)下関大丸業務企画グループスタッフ	
永井 友浩	マックスバリュ西日本株式会社・ビッグ安岡店店長	
藤岡 雅徳	(株)サンリブ サンリブ唐戸店店長	
益田 相福	下関一般廃棄物収集運搬事業協同組合代表理事	
竹田 高治	下関再生資源協同組合代表理事	
佐藤 倫弘	下関商工会議所総務部長	
満畑 宏昭	下関市商工会事務局長	
中山 淑子	—	

平成30年8月現在
平成30年度は開催がありませんでした。

3 公害防止協定

(1) 協定締結状況

本市では、環境保全又は公害防止のために39企業（40事業所）と協定を締結（平成31年3月末現在）しており、この協定に基づいて審査指導及び苦情処理等の取組みを実施しています。

事業所名	所在地	業種	
(株)ブリヂストン	下関工場	下関市長府港町3番1号	ゴム製品
(株)シマノ	下関工場	下関市小月小島一丁目4番7号	自転車部品（機械）
下関三井化学(株)	本社工場	下関市彦島迫町七丁目1番1号	化学製品
(株)神戸製鋼所	長府製造所	下関市長府港町14番1号	非鉄
コベルコ鋼管(株)	(本社工場)	下関市長府港町13番1号	鉄鋼
彦島製錬(株)	(本社工場)	下関市彦島西山町一丁目1番1号	非鉄
林兼産業(株)食品事業部	下関工場	下関市大和町二丁目4番8号	食料
林兼産業(株)飼料事業部	下関工場	下関市東大和町二丁目10番3号	飼料
サンセイ(株)	下関工場	下関市彦島本村町三丁目5番1号	造船（機械）
三菱重工業(株)	下関造船所	下関市彦島江の浦町六丁目16番1号	造船（機械）
下関南風泊水産団地協同組合		下関市彦島西山町四丁目13番55号	食料
(株)中冷	(本社工場)	下関市彦島西山町四丁目10番6号	食料
西日本旅客鉄道(株)広島支社	下関総合車両所	下関市幡生宮の下町1番2号	普通鉄道
(有)エス・エス・メタル	(本社工場)	下関市長府港町7番14号	非鉄
(株)大津屋	(本社工場)	下関市横野町二丁目16番12号	食料
下関自動車整備協同組合	長府扇町工場	下関市長府扇町1番53号	自動車整備
サンデン交通(株)	東駅営業所	下関市後田町四丁目4番13号	乗合旅客
(本社：下関市羽山町3番3号)	小月営業所	下関市王喜本町四丁目5番1号	同上
	彦島営業所	下関市彦島塩浜町一丁目5番8号	同上
	北浦営業所	下関市横野町一丁目17番18号	同上
	新下関営業所	下関市形山71	同上
キャボットジャパン(株)	下関工場	下関市彦島迫町七丁目3番35号	無機原料
名城食品(株)	下関工場	下関市長府扇町4番25号	食料
サン電子工業(株)	下関工場	下関市大字石原字上岡168	電子機器
下関ハム(株)	(下関工場)	下関市長府扇町4番66号	食料
吉見安岡蒲鉾協同組合	(汚水処理場)	下関市大字福江字新免1487番地	食料
オルネクスジャパン(株)	下関工場	下関市彦島迫町七丁目4番50号	有機原料
旭洋造船(株)	長府工場	下関市長府港町8番7号	造船（機械）
下関鍍金(株)	(本社工場)	下関市長府港町7番13号	電気鍍金
日新リフラテック(株)	(本社工場)	下関市彦島田の首町二丁目19番10号	耐火物
大東タンクターミナル(株)	六連油槽所	下関市六連郷ノ浦	倉庫業
日清食品(株)	下関工場	下関市小月小島一丁目1番12号	食料
山口合同ガス(株)	生産供給本部 彦島工場	下関市本町三丁目1番1号	ガス
山陽ハイミール(株)	(本社工場)	下関市筋川町20番15号	飼料
中国電力(株)	下関発電所	下関市長府港町9番1号	電力
下関バイオマスエナジー合同会社	下関バイオマス発電所	下関市彦島迫町七丁目2900番43号	電力
(株)コウミ		下関市長府港町12番6号	木製容器
西部コンクリート工業(株)		下関市長府扇町8番33号	窯業
(株)長府製作所	本社工場	下関市長府扇町2番1号	ボイラ（機械）
(株)日本無線電機サービス社		下関市東大和町一丁目2番14号	電子機器
山口小野田レミコン(株)		下関市石原12番1号	窯業
チヨダウーテ(株)		下関市彦島迫町七丁目1番1号	耐火物
(株)みなと山口合同新聞社		下関市東大和町一丁目1番7号	新聞
(株)瀬戸崎鉄工所		下関市武久町二丁目18番6号	機械